

あしよる商工会通信

総務課よりお知らせ

■第1回理事会を開催しました

4月23日、第1回理事会を開催し、議案3件について審議し、それぞれ原案通り全員異議なく承認しました。

議案については

議案第1号 会員加入承認及び会費（級）の決定について

議案第2号 令和元年度通常総会開催日時及び場所の決定について

議案第3号 令和元年度通常総会提出議案の審議について以上を審議しました。

報告事項について

報告第1号 会員の脱退について

報告第2号 チャレンジショップ及び地域交流物産館利用状況について

以上報告しました。

■足寄町商工会通常総会のお知らせ

令和元年度第58回足寄町商工会通常総会を下記により開催します。

会員皆様方の多数の出席をお待ちしております。

尚、総会欠席の場合は、別紙委任状に個人事業者は署名、押印、法人事業者は会社名と会社印を押印の上、お早めに返信下さい

1. 開催日時：5月21日（火）午後4時～

2. 開催場所：あしよる銀河ホール21

指導課よりお知らせ

青年部では平成31年度通常総会が4月10日（水）両国で開催、部員28総数、本人19名が出席し、提案された4件の議案について人見議長の進行により審議し、原案通り承認されました。

総会議案審議は 平成30年度事業報告及び収支決算報告、平成31年度事業計画（案）及び収支予算（案）、足寄町商工会青年部規約の一部改正（案）について、任期満了に伴う役員の改選についてそれぞれ審議し、承認されました。

任期満了に伴う役員改選については下記のとおり新役員が決定しました。

部長：山下侑他（新）、副部長：安藤翔悟（再）、武藤憲司（再）、森勇人（新）、理事：木村祥悟（再）、梅垣辰実（再）、人見祐介（新）、山口哲平（再）、庄司智哉（再）、監事：豊田慶人（再）、堂田信悟（新）



労働保険事務組合からのお知らせ

ハローワーク等への届出の日程をお知らせいたします。

<5月の予定>

1回目は10日（金）・・・書類は8日までに提出ください。

2回目は24日（金）・・・書類は22日までに提出ください。

<6月の予定>

1回目は14日（金）・・・書類は12日までに提出ください。

2回目は28日（金）・・・書類は26日までに提出ください。

<手続きに必要なもの>

●資格取得は出勤簿、運転免許証もしくは生年月日が確認できるもの、雇用契約書、労働者名簿など。

●資格喪失は出勤簿、賃金台帳、労働者名簿などが必要となりますが、場合によりさらに提出するものが増えることがありますので、商工会までご確認ください。

足寄町商工会は労働保険事務の対応に苦慮している会員事業所を対象に国の認可を受けた事務組合を設けて雇用保険の加入、脱退の手続きをはじめ、保険料の計算、国へ納付などの労働保険事務の代行をしています。

金利情報

制度の種類		利率（年利％）
公庫普通貸付		1.16～2.15％
公庫経営改善貸付（マル経）		1.11％
足寄町特別融資	5年以内	1.00％（29.8.1より）
	5年以上	1.30％（29.8.1より）
商工貯蓄共済	積立内	0.40％

指 導 課 よ り お 知 ら せ

■ 確定申告が間違っていたとき

確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。また、確定申告をしなければならないのに、確定申告を忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

■ 税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」を正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められるときは、正しい税額に減税されます。

隔年分の法定申告期限（通常は、所得税及び復興特別所得税は隔年の翌年3月15日、個人事業者の消費税及び地方消費税は各年の翌年3月31日）から5年以内に構成の請求書を作成し、所轄税務署に提出してください。

■ 税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正する必要があります。

修正申告書は、税務署長による更正があるまでに作成し、所轄税務署に提出してください。

修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日（納期限）までに、延滞税と併せて納めてください。なお、修正申告によって、納める税額には、法定納期限（平成30年分の所得税及び復興特別所得税は平成31年3

月15日（金）、個人事業者の消費税及び地方消費税は平成31年4月1日（月）の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。

また、修正申告をする場合や税務署長が攻勢を行う場合には、加算税が賦課される場合があります。

■ 確定申告を忘れていたとき

確定申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。

なお、税務署長が決定を行う場合や申告期限に遅れて申告した場合などには、加算税が賦課される場合があるほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

■ 上記の手続きに当って

・確定申告書、修正申告書及び更正の請求書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。また、各種様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。

・手続などについて、お分かりにならない点がありましたら、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

- 税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス

www.nta.go.jp -

5 月行事予定表

- ・ 5/1（水）即位の日、 2（木）国民の休日、3（金）憲法記念日、4（土）みどりの日、5（日）こどもの日、6（月）振替休日
- ・ 7（火）法人会足寄地区会理事会 午後 4時00分 商工会
- ・ 9（木）職員協議会運営委員会春季研修会 午後 4時30分 帯広市
商業・工業部会総会 午後 7時00分 熊の子
- ・ 14（火）女性部総会 午後 7時00分 両国
- ・ 15（水）十勝平野・山麓ルート代表者会議 午前 10時00分 土幌町
- ・ 21（火）第58回商工会通常総会 午後 4時00分 銀河ホール21
- ・ 22（水）十勝管内商工会連合会通常総会 午後 5時00分 帯広市
- ・ 24（金）北海道商工会連合会通常総会 午後 2時00分 札幌市
- ・ 25（土）足寄ふるさと花まつり会場準備 午前 9時00分 役場横駐車場
- ・ 26（日）足寄ふるさと花まつり 午前 8時50分 役場横駐車場
- ・ 27（月）十勝職員協議会経改事業委員会研修会 午後 3時00分 帯広市
- ・ 28（火）共済事業事務担当者会議 午後 1時30分 音更町
- ・ 31（金）十勝管内商工会職員協議会総会 午後 6時30分 帯広市

6 月行事予定表

- ・ 5（水）全道商工会経営指導員研修会 午前 9時30分 札幌市
- ・ 12（水）全道商工課委事務局長研修会 午前 10時00分 札幌市
- ・ 北海道職員協議会通常代議員総会 午後 4時30分 札幌市
- ・ 17（月）全国商工会職員協議会上期研修会 東京都